

三種町公告第 4 8 号

三種町再生可能エネルギー発電施設設置に関するガイドラインの一部を改正する公告を次のとおり定める。

令和 8 年 7 月 2 9 日

三種町長 田 川 政 幸

三種町再生可能エネルギー発電施設設置に関するガイドラインの一部を改正する公告

三種町再生可能エネルギー発電施設設置に関するガイドライン（令和 2 年三種町公告第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄に掲げる規定を同表の新の欄に掲げる規定を下線で示すように改正する。

新	旧
7. 設置後の維持管理等 (1) 事業者は、発電施設について、正常な機能を維持し、破損又は事故を未然に防止するよう努めること。設置後に破損又は事故が発生した場合には、速やかに原因を調査し誠意をもって対応するとともに、<u>再発防止措置も実施し、その内容を町に報告すること。</u> (2) ～ (5) (略) <u>(6) 事業者は、風力発電施設の事故等発生時は、事故発生又は事故覚知から速報は 2 4 時間以内、詳報は 3 0 日以内に町へ報告すること。また、秋田県が定めた風力発電設備における事故等発生時の報告等に関するガイドライン（令和 8 年 7 月 2 1 日施行）を遵守すること。</u> <u>(7) 事業者は、太陽光発電施設、系統用蓄電池、その他発電施設の事故等発生時は、事故発生又は事故覚知から速報は 2 4 時間以内、詳報は 3 0 日以内に町へ報告すること。ただし、電気関係報告規則（昭和 4 0 年通商産業省令第 5 4 号）に基づき国へ提出した事故報告書類の写しを提供することで報告に代えることができる。</u> <u>(8) 事業者は、町との連携を強化し、地域住民の安全・安心の確保や再生可能エネルギー事業と地域共生を両立するため、施設の維持管理体制に関する情報共有等を図り、毎年、保守点検結果等の写しを町に提供すること。</u>	7. 設置後の維持管理等 (1) 事業者は、発電施設について、正常な機能を維持し、破損又は事故を未然に防止するよう努めること。設置後に破損又は事故が発生した場合には、速やかに原因を調査し誠意をもって対応するとともに、 _____ その内容を町に報告すること。 (2) ～ (5) (略) (新設) (新設) (新設)

附 則

このガイドラインは、令和 8 年 8 月 1 日から適用する。